2022年10月21日

滋賀県知事　三日月 大造　様
滋賀県教育長　福 永 忠 克　様

滋賀県職員組合
執行委員長　　杉本　高

滋賀県職員組合現業職員協議会
会　長　　佐山　忍

滋賀県職員組合現業職員協議会
2022年度　賃金・労働条件改善要求書

貴職におかれましては、地方自治の発展と県民福祉向上へのご尽力に敬意を表します。

さて、県人事委員会は10月14日、今年度の給与に関する勧告を行いました。私たちの賃金が事実上、人勧制度の制約を受けている中で、国、県の都合で抑制されることは断じて認められません。私たちが暮らしに不安を感じることなく、職務に専念できる賃金・労働条件を県当局が責任を持って改善されることが必要です。

貴職におかれまして、今年度の賃金確定にあたり、私たちの暮らし、厳しい職場の実態にしっかりと目を向けていただき、以下の通り、賃金・労働条件の改善を強く求めます。

1. 基本賃金の改善について

(1)　現業職員の賃金・労働条件については、労使合意が大原則であることを確認するとともに、現行の給料表の考え方を堅持すること。

(2)　現行の技能労務職給料表を行政職給料表(二)水準に移行しないこと。

(3)　技能労務職の賃金体系を一本化し、職種間格差を解消するとともに、到達等級を行政職５級水準に改善すること。

(4)　すべての職種に「技師」昇任の適用を行うとともに、２欄への移行は現行経験年数を見直し、昇任とともに１号上位格付けを行うこと。また、１欄から２欄への移行時に４号上位に格付けすること。特に、資格・免許のない技術員、業務員は速やかに改善すること。

(5)　一時金の職務段階別加算制度を見直し、10%の適用年齢を改善すること。

(6)　中途採用者の「前歴加算」の見直しと「年齢別初任給基準」を改善すること。

(7)　現行給料表の号級延長をはかり、中高齢職員の賃金を改善すること。特に定年年齢の引き上げを踏まえ、60歳までは昇給する給与制度とすること。

2. 諸手当関係について

(1)　年度途中の採用者については、退職金算定基礎に端数月数を加算すること。

(2)　近年、記録的猛暑が続く中、ハウス内薬剤散布作業には熱中症等の危険を伴うことから、同作業に対する手当を新設すること。

(3)　危険物取扱など、採用時の条件にない資格で行う業務について特殊勤務手当を新設すること。

(4)　水防・雪寒対策については、命令を受けた時点から超過勤務手当の支給対象とすること。
また、年末年始の勤務については、年末年始手当を支給すること。

(5)　ダム湖で船舶を操船し水質調査、清掃、巡視を行っているが、保険加入もないまま職員および調査業務受託者が乗船し航行している。危険な業務であることから、保険加入することと併せ、特殊現場作業手当を増額すること。

(6)　緊急用の携帯電話等を自宅に持ち帰り、その対応に備えて自宅待機を命ぜられ、実質的な拘

束を受ける職員について、「オンコール手当（自宅待機手当）」を支給すること。

(7) 超過勤務手当縮減のための週休日の振替を強制しないこと。

3. 業務体制の確立について

(1) 技能労務職員の退職が見込まれる時は退職前に正規採用し、技術や知識の継承等がスムーズに行えるよう１年以上の引継期間をとって職員を採用すること。また、職種にかかわらず、欠員が生じないよう正規職員で補充すること。特に以下の職種ごとに改善・対応を図ること。

①畜産技術振興センター技術員について、複数名を正規職員で採用すること。

②農業技術振興センター花・果樹研究部と栽培研究部技術員の補充を正規職員で行うこと。

③農業技術振興センター茶業指導所の技術の継承を図るため、正規職員を採用すること。

④農業大学校の自動車運転技術員は継続配置すること。

⑤ダム管理技術員は、継続配置すること。

⑥道路管理技術員は正規職員で補充すること。

⑦福祉施設、子ども家庭相談センター一時保護所、特別支援学校、定時制高校の調理業務は直営を堅持し、調理師は正規職員で確保すること。

(2) すべての職種の業務について、事務分掌を遵守すること。

(3) 再任用制度について、技能労務職員は定年退職時の勤務職場での継続勤務を基本とし、賃金労働条件の大幅な改善を図ること。

(4) 現業業務体制における職員配置定数の変更、確定については、職員組合との協議事項とし、協約を締結すること。

4. 定年年齢の引き上げに関して

(1) 65歳まで働き続けられる職場環境を整備すること。

(2) 現業職員は60歳を超えても同じ仕事をしており、責任も何ら変わることはない。同一労働同一賃金の原則から60歳に達した翌年度からの賃金引き下げは行わないこと。

5. 人事異動について

(1) 人事異動については「現地採用」の経緯を踏まえ、本人の希望を最大限尊重すること。

(2) 組織の再編など、県の機構改変等による人事異動については事前に職員組合と協議すること。

6. 公用車の更新等について

(1) 公用車の装備選定にあたっては、職務担当職員の意見、希望を取り入れること。

(2) 公用車および建設・農業作業車等の更新については、個別の状況に即して対応すること。

(3) ダム放流警報車など緊急用車両については一定の使用年数で更新すること。また、車両の調達が困難となっていることを踏まえ、計画的に調達できるように対応すること。

7. 職場環境の改善について

(1) 貸与被服は作業性を考慮したものとし、材質等は職場の実態に合わせたものとすること。

(2) その他、現業職場からの改善要求については、誠実に対応すること。

8. その他

(1) 政策研修センターにおける技能労務職員研修について、見直しを図ること。

(2) 技能労務職への人事評価制度について、業務内容に見合ったものとし、真に人材育成のための制度とすること。